

別紙

1 有料公園施設の基準額

(1) 野球場等

単位：円

区 分			基準額			
			午前8時半から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前8時半から 午後5時まで	その他の時間 1時間までごと
野球場	入場料を徴収し ない場合	職業野球団が利用するとき	31,540	45,470	78,480	12,000
		生徒・児童が利用するとき	2,490	3,610	6,260	930
		その他の者が利用するとき	6,290	9,070	15,670	2,380
	入場料を徴収す る場合	職業野球団が利用するとき	63,080	90,950	156,980	24,030
		生徒・児童が利用するとき	5,010	7,250	12,530	1,890
		その他の者が利用するとき	12,590	18,170	31,370	4,780
少年野球 コーナー	生徒・児童が利用するとき	310	470	810	120	
	その他の者が利用するとき	1,650	2,460	4,120	650	
球技場	生徒・児童が利用するとき	1,230	1,850	3,090	480	
	その他の者が利用するとき	3,090	4,640	7,750	1,230	
陸上競 技場	入場料を徴収し ない場合	生徒・児童が利用するとき	3,090	4,640	7,750	1,230
		その他の者が利用するとき	7,750	11,620	19,370	3,090
	入場料を徴収す る場合	生徒・児童が利用するとき	6,190	9,290	15,500	2,460
		その他の者が利用するとき	15,500	23,250	38,750	6,190
	陸上競技の練習 利用する場合(1 人につき)	生徒・児童が利用するとき	30	40	70	10
		その他の者が利用するとき	50	80	130	20
補助競 技場	入場料を徴収し ない場合	生徒・児童が利用するとき	1,200	1,790	3,010	470
		その他の者が利用するとき	3,010	4,520	7,530	1,200
	入場料を徴収す る場合	生徒・児童が利用するとき	2,400	3,600	6,020	950
		その他の者が利用するとき	6,020	9,040	15,080	2,400
	陸上競技の練習 利用する場合(1 人につき)	生徒・児童が利用するとき	30	40	70	10
		その他の者が利用するとき	50	80	130	20
和風野 外音楽 堂	入場料を徴収し ない場合	生徒・児童が利用するとき	1,720	2,570	4,300	670
		その他の者が利用するとき	3,450	5,180	8,640	1,360
	入場料を徴収す る場合	生徒・児童が利用するとき	3,450	5,180	8,640	1,360
		その他の者が利用するとき	6,900	10,370	17,300	2,750

備考

その他の時間とは、午前8時半から正午まで又は午後1時から午後5時までの区分の場合にあっては、正午から午後1時まで及び午後5時から翌日の午前8時半までの間の時間とし、午前8時半から午後5時までの区分の場合にあっては、午後5時から翌日の午前8時半までの間の時間とする。

(2) テニスコート

単位：円

区 分				基 準 額	
				午前8時半から午後5時まで1時間までごと	その他の時間1時間までごと
テニスコート	人工芝コート	専用利用の場合 (1面)につき	生徒・児童が利用するとき	270	320
			その他の者が利用するとき	590	700
		その他の場合(1人につき)	生徒・児童が利用するとき	60	70
			その他の者が利用するとき	130	150
	その他のコート	専用利用の場合 (1面)につき	生徒・児童が利用するとき	240	280
			その他の者が利用するとき	500	610
		その他の場合(1人につき)	生徒・児童が利用するとき	60	70
			その他の者が利用するとき	120	140
和風休憩所又はやすらぎの家	生徒・児童が利用するとき		240	280	
	その他の者が利用するとき		500	610	

(3) ケビン及びオートキャンプサイト

単位：円

区 分			単 位	基 準 額
ケビン	大 型	宿泊の場合	1棟1夜につき	6,020
		休憩の場合	1棟1時間につき	500
	中 型	宿泊の場合	1棟1夜につき	3,930
		休憩の場合	1棟1時間につき	310
	小 型	宿泊の場合	1棟1夜につき	3,340
		休憩の場合	1棟1時間につき	250
オートキャンプサイト	宿泊の場合		1サイト1夜につき	3,900
	休憩の場合		1サイト1回につき	1,940

備考

- 1 ケビンを利用する場合において、「宿泊の場合」とは午後4時から翌日の午前10時まで利用する場合をいい、「休憩の場合」とは午前11時からその日の午後3時までの間に利用する場合その他これに準ずるものとして知事が定める場合をいう。

- 2 ケビンを利用する場合において、「休憩の場合」に係る利用時間が1時間に満たないとき、又は1時間に満たない端数を生じたときは、1時間とする。
- 3 オートキャンプサイトを利用する場合において、「宿泊の場合」とは午後3時から翌日の午後2時まで利用する場合をいい、「休憩の場合」とは午前10時からその日の午後2時まで利用する場合をいう。

(4) 体育館

ア メインアリーナ等

単位：円

区 分			基 準 額				専用利用でない場合 1人1施設1回につき
			専用利用の場合				
			午前8時半から 正午まで	午後1時から午 後5時まで	午前8時半から 午後5時まで	その他の時間1 時間までごと	
メイン アリー	入場料を徴収しない 場合	アマチュアスポーツに 利用する場合	11,140	16,710	27,860	4,450	1 生徒・児童が利 用する場合 80円 2 その他の者が 利用する場合 160円
		アマチュアスポーツ以 外に利用する場合	83,600	125,400	209,000	33,430	
	入場料を徴収する場 合	アマチュアスポーツに 利用する場合	55,730	83,600	139,330	22,280	
		アマチュアスポーツ以 外に利用する場合	167,200	250,800	418,000	66,870	
サブア リーナ	入場料を徴収しない 場合	アマチュアスポーツに 利用する場合	3,490	5,240	8,740	1,380	
		アマチュアスポーツ以 外に利用する場合	26,260	39,400	65,680	10,500	
	入場料を徴収する場 合	アマチュアスポーツに 利用する場合	17,500	26,260	43,780	6,990	
		アマチュアスポーツ以 外に利用する場合	52,540	78,810	131,360	21,010	
小体育室			440	670	1,140	170	

備考

- 1 その他の時間とは、午前8時半から正午まで又は午後1時から午後5時までの区分の場合にあっては、正午から午後1時まで及び午後5時から翌日の午前8時半までの間の時間とし、午前8時半から午後5時までの区分の場合にあっては、午後5時から翌日の午前8時半までの間の時間とする。
- 2 メインアリーナの2分の1、3分の1又は4分の1を利用する場合の利用料の額は、この表に基づき算出した額にそれぞれ2分の1、3分の1又は4分の1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 3 専用利用の場合において、サブアリーナの2分の1を利用するときの利用料の額は、この表に基づき算出した額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする

4 専用利用でない場合の利用について回数券を発行する場合は、11 回分の利用に係る回数券の額は、生徒・児童が利用する場合にあっては 800 円とし、その他の者が利用する場合にあっては 1,600 円とする。

5 メインアリーナを準備又は片付けのために利用するときの利用料の額は、この表及び第 2 号の規定に基づき算出した額の 2 分の 1 に相当する額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

イ トレーニング室等

単位：円

区 分	基 準 額		
	専用利用の場合		専用利用でない場合
	午前 8 時半から午後 5 時まで 1 時間までごと	その他の時間 1 時間までごと	1 人 1 施設 1 回につき
トレーニング室	980	1,190	1 生徒・児童が利用する場合 160 円 2 その他の者が利用する場合 330 円
多目的室	360	430	
控室	40	40	

備考

- 1 その他の時間とは、午後 5 時から翌日の午前 8 時半までの間の時間とする。
- 2 多目的室の 2 分の 1 を利用する場合の利用料の額は、この表に基づき算出した額に 2 分の 1 を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 3 専用利用でない場合の利用について回数券を発行する場合は、11 回分の利用に係る回数券の額は、生徒・児童が利用する場合にあっては 1,600 円とし、その他の者が利用する場合にあっては 3,300 円とする。

2 有料公園施設附属設備及び附属器具の基準額

単位：円

区 分		単 位	基 準 額	
放送設備（野球場にあっては、専用連絡電話を含む。）		1 日につき	2,580	
会議室		1 時間 1 室につき	360	
湯沸室		1 日につき	1,150	
シャワー	水の場合	1 人 1 回につき	50	
	湯の場合	1 人 1 回につき	230	
照明設備	野球場	全灯利用の場合	30 分につき	7,460
		2 分の 1 灯利用の場合	30 分につき	3,990
		4 分の 1 灯利用の場合	30 分につき	1,930
	テニスコート	8 灯利用の場合	1 時間 1 面につき	920
		4 灯利用の場合	1 時間 1 面につき	610
電源設備	宿泊の場合	1 サイト 1 夜につき	510	
	休憩の場合	1 サイト 1 回につき	250	

単位：円

区 分		単 位	基 準 額
扇風機		1日1台につき	360
ストーブ		1日1個につき	1,780
テープレコーダー		1日1台につき	490
防球ネット		1日1台につき	490
バッティングティー		1日1台につき	490
バッティングゲージ		1日1台につき	490
写真判定装置		1日につき	6,920
電光掲示盤		1時間につき	4,660
光波距離計		1日につき	1,100
陸上競技用器具		知事が定める単位	5,800円以内で 知事が定める額
電光得点表示装置	大 型	1日につき	2,050
	中 型	1日につき	1,550
	小 型	1日につき	420
体力測定機器		1人1回につき	520
長机（体育館のうち多目的室以外で使用する場合に限る）		1日1脚につき	60
椅子（体育館のうち多目的室以外で使用する場合に限る）		1日1脚につき	30
冷暖房設備（専用利用の場合に限る）	メインアリーナ	1時間につき	13,940
	サブアリーナ	1時間につき	1,530
	小体育室	1時間につき	200
	トレーニング室	1時間につき	340
	多目的室	1時間につき	450
	控室	1時間につき	90

備考

- 1 1日を単位として計算する場合において、利用の時間が1日に満たないとき、又は1日に満たない端数を生じたときは、1日とし、1時間を単位として計算する場合において、利用の時間が1時間に満たないとき、又は1時間に満たない端数を生じたときは、1時間とし、30分を単位として計算する場合において、利用の時間が30分には満たないとき、又は30分には満たない端数を生じたときは、30分とする。
- 2 電源設備を利用する場合において、「宿泊の場合」とは午後3時から翌日の午後2時まで利用する場合をいい、「休憩の場合」とは午前10時からその日の午後2時まで利用する場合をいう。

3 有料公園施設における陸上競技用器具の使用料基準額

区 分	単 位	基 準 額
競技会に必要な用器具	1日1式につき	5,800
やり	1日1本につき	70
円盤	1日1個につき	70
砲丸	1日1個につき	70
ハンマー	1日1個につき	70
スターティングブロック	1日1組につき	70
ハードル	1日8台につき	170
3千メートルSC移動障害物	1日1式につき	170
走高跳用氏支柱、バー及びバー止め	1日1組につき	170
棒高跳用氏支柱、バー及びバー止め	1日1組につき	170
走高跳用マット	1日1組につき	170
棒高跳用マット	1日1組につき	170
バー上げ器	1日1組につき	50
バトン	1日1本につき	50
投てき角度標識	1日1組につき	50
投てき距離標識	1日1組につき	210
走幅跳三段跳用距離標識	1日1組につき	210
マラソン距離標識	1日1式につき	210
マラソン用親時計	1日1個につき	600
走高跳用高度計	1日1本につき	170
棒高跳用高度計	1日1本につき	210
ピストル(単発)	1日1個につき	70
リボンロッド	1日1個につき	70
ストップウォッチ	1日1個につき	170
電気メガホン	1日1組につき	170
ワイヤレスマイク	1日1組につき	170
ハードル運搬車	1日1台につき	170
テント	1日1式につき	880